

佐賀県・千葉市 オオガハスに関する都市間交流協定書（案）

遙か昔、弥生人の目に映る景色に彩りを添えた美しいオオガハス。悠久の時を超え千葉市で蘇り、いま佐賀県吉野ヶ里の地でまるで古代ロマンの世界へ誘うかのように幻想的に咲き誇っている。

佐賀県と千葉市は、それぞれの地でこの風景を守り、オオガハスを活かしたまちづくりに向けて相互交流を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、歴史・文化的な資源であるオオガハスによってつながれた相互交流により友好を深め、地域の価値を一層高めることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、連携・協力する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）オオガハスを活かした地域の魅力向上に関する事。
- （2）オオガハスの栽培管理に関する事。
- （3）オオガハスに係わる人材育成に関する事。
- （4）オオガハスを広める活動や情報発信に関する事。
- （5）その他本協定の目的を達成するため、佐賀県及び千葉市が必要であると認めた事業

（民間交流の推進）

第3条 佐賀県及び千葉市は、第2条に規定する事業を実施するにあたり、関係団体などと連携しながら交流を推進するものとする。

（連携事項の推進体制）

第4条 佐賀県及び千葉市は、それぞれの組織において本協定に関する総合窓口を設置する。

（その他）

第5条 本協定は、締結の日から効力が発するものとする。

2 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項は、佐賀県及び千葉市がその都度協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、佐賀県と千葉市の代表者が署名し、それぞれ1通を保有する。

令和6年7月18日

佐 賀 県
佐賀県知事

千 葉 市
千葉市長
